

令和7年度 第1回森町小中学校跡地利活用検討委員会 次第

日時：令和7年5月23日(金) 午後6時30分～

場所：町民生活センター1階 第一会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 新委員の御紹介

4 議 事

(1) 令和6年度の事業内容の進捗について（資料3・資料4）

(2) 森町小中学校跡地利活用の今後の進め方について（資料5）

(3) その他（質疑応答）

5 閉 会

【配布資料】

資料1：森町小中学校跡地利活用検討委員会設置要綱

資料2：委員会名簿

資料3：アンケート調査 集計表

資料4：学校跡地利活用のこれまでの経緯について（泉陽・三倉・天方）

資料5：森町小中学校跡地利活用方針

○森町小中学校跡地利活用検討委員会設置要綱

令和 2 年 6 月 30 日 告示第 75 号

改正

令和 6 年 3 月 27 日 告示第 61 号

森町小中学校跡地利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 森町における統廃合後の小中学校跡地及び施設等（以下「跡地及び施設等」という。）の有効的な活用方法を検討するため、森町小中学校跡地利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、検討するものとする。

- (1) 跡地及び施設等の利活用に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 当該地域及び地域団体等の代表者
- (3) 教職員代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 副町長
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会の委員長は、副町長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日告示第61号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

森町小中学校跡地利活用検討委員会委員

(任期：2026年9月30日まで)

No.	役職	氏 名	役 職 等
1	委員	岡戸 章夫	森町議会議員
2	〃	小澤 由彦	森町議会議員
3	〃	西尾 一成	町内会長連絡協議会 三倉地区代表
4	〃	藤川 修	町内会長連絡協議会 天方地区代表
5	〃	甚沢 万之助	森町森林組合 代表理事 組合長
6	〃	滝瀬 恵利子	三倉デイサービスセンターみやま荘 生活指導員
7	〃	渡辺 一正	株式会社アマガタ 代表取締役
8	〃	前田 光世	天方地区振興連絡協議会が推薦する者
9	〃	萩原 義顕	(前三倉小学校 校長)
10	〃	天野 隆	(前天方小学校 校長)
11	〃	小泉 祐一郎	静岡産業大学 教授
12	委員長	村松 弘	森町 副町長

小中学校跡地利活用

の検討をはじめました

資料3

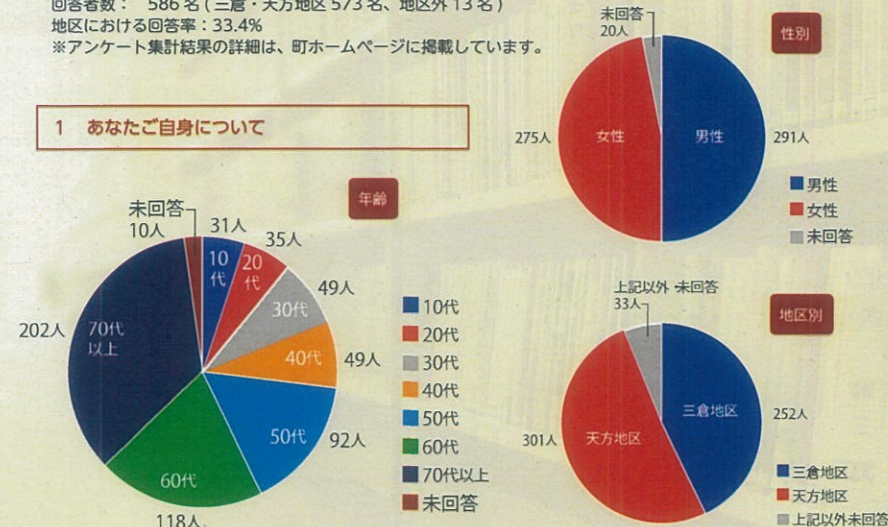
町では、泉陽中学校・三倉小学校・天方小学校跡地の有効的な活用方法の検討に必要な参考資料とするため、三倉・天方地区の中・小学生以上の方を対象にアンケート調査を実施しました。アンケートの集計結果を踏まえ検討を進めるため、地域住民や地域団体の代表者、教職員、学識経験者などで構成する「森町小中学校跡地利活用検討委員会」を立ち上げました。今回はアンケートの集計結果と第1回小中学校跡地利活用検討委員会の様子をお知らせします。

問い合わせ先 役場企画財政課企画係 ☎85-6305

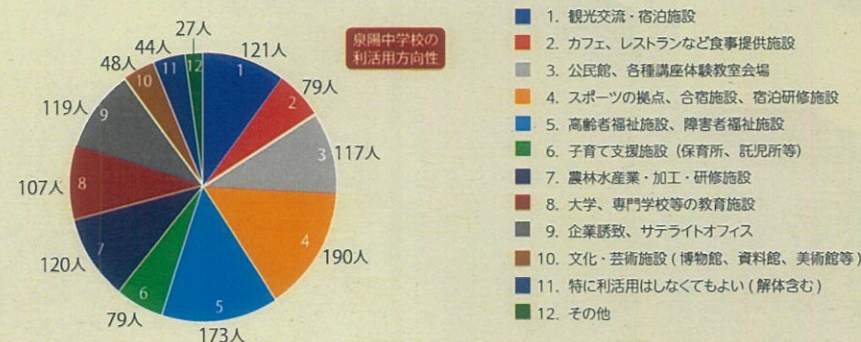
〔泉陽中学校・三倉小学校・天方小学校跡地及び校舎の利活用に関するアンケート調査結果〕

調査期間：令和2年8月1日～8月31日
対象者数：1,716名（三倉・天方地区中・小学生以上）
回答者数：586名（三倉・天方地区573名、地区外13名）
地区における回答率：33.4%
※アンケート集計結果の詳細は、町ホームページに掲載しています。

1 あなたご自身について



2 学校跡地の利活用の方向性について



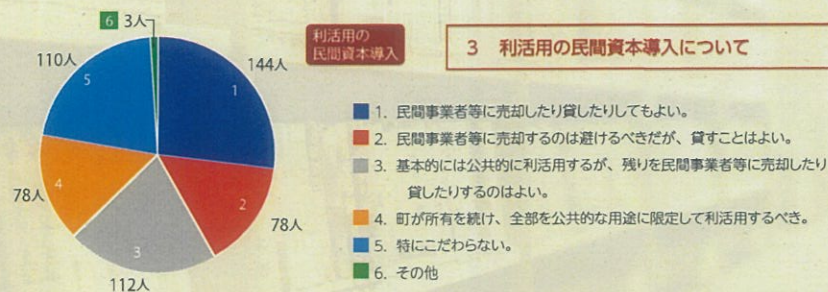
検討委員会の初会合を開催
町民生活センターで11月6日、第1回森町小中学校跡地利活用検討委員会が開催されました。地域住民や地域団体の代表者、教職員など10名が委員会に出席。会議では、学校施設の概要やアンケート集計結果などが事務局から報告され、利活用の方向性について話し合いました。委員からは民間企業の積極的な活用を二施設の中で何が使えて、学校が活用できないか整理することが大切など、さまざまな意見や提案が出されました。町では、今後2年間を目途に跡地利活用の方向性を示すことができれば、よう検討を進めていきます。



4 自由意見（主なものを抜粋）

●学校の一角をその学校の歴史が分かるように残す。●学校は地域のシンボルなので、安易に解体して欲しくない。●荒れ果てた姿になるのは見たくないので、管理をしっかりとお願いしたい。●企業誘致が第一。●天方生活改善センターを移転する。●地元の雇用場として活用してほしい。●子育て世代が集まれる場所が森町に必要。●跡地利用の進捗状況を随時分かりやすくお知らせしてほしい。●町で維持していくのは、財政的にも厳しいのでは。

3 利活用の民間資本導入について



森町泉陽中学校跡地利活用のこれまでの経緯について

(森町役場財政課)

年 月	内 容
令和4年9月	森町小中学校跡地利活用方針決定 (泉陽中学校跡地 利活用方針抜粋) ・民間による利活用を基本として、校舎、体育館、グラウンド及びプールを一括して活用できるところに売却・貸付を優先します。 ・ <u>教育の振興、福祉の向上、産業振興に資する利活用を目的とします。</u>
令和5年12月	事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング 森町小中学校跡地利活用事業審査委員会による審査 ＜優先交渉権者の決定（泉陽中学校跡地）＞ [しずおか教育開発研究所株式会社]
令和6年1月	優先交渉権者決定 審査結果公表
3月	地域説明会の開催
6月	しずおか教育開発研究所株式会社と事業実施協定を締結 6月議会で財産（土地）の減額貸付について議決 (参考)不動産鑑定額：年額306万円 賃 貸 借 料：年額120万円(※建物は無償貸付)
7月	しずおか教育開発研究所株式会社と土地賃貸借契約（有償）及び建物使用貸借契約（無償）を締結 天方・三倉地区の地域説明会を開催（7月23日）
9月	しずおか教育開発研究所株式会社と災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書を締結（防災協定）
	事業開始までの準備期間（黒石地区地元説明会を開催（9月11日））
令和7年4月	小・中・高校生を対象とした「放課後等デイサービス」 主に18歳以上を対象とした「就労継続支援（B型）」の事業を開校
令和8年4月	『(仮称) 学校法人 森の国学園 静岡泉洋高等学校』※県と協議中 私学助成金の対象となることで、教育内容を充実させ、静岡高等学園で取得できる商業・情報以外の単位も取得可能となる予定

【事業概要】

事業所名：しずおか教育開発研究所株式会社 森事業所

事業内容：放課後等デイサービス

⇒児童福祉法を根拠とする、障がいのある小・中・高校生が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービスのこと。

就労継続支援（B型）

⇒障がい者自立支援法に基づき、通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が難しい障がい者（主に18歳以上）を対象とし、就労や生産活動の機会を提供するサービスのこと。



① 正門



② 放課後等デイサービスみらい



③ 放課後等デイサービスみらい



④ みらいスポーツジョブ



⑤ 放課後等デイサービスみらい



⑥ 未来カレッジ就労継続支援B型



⑦ 未来カレッジ就労継続支援B型



⑧ 未来カレッジ就労移行支援



⑨ 地域活動支援センター



⑩ 地域活動支援センター



⑪ 職員室



⑫ 校長室



⑬ 学習室（教室）



⑭ パソコン室（今秋 PC 導入予定）

森町三倉小学校跡地利活用のこれまでの経緯について

(森町役場財政課)

年 月	内 容
令和4年9月	森町小中学校跡地利活用方針決定 (三倉小学校跡地 利活用方針抜粋) ・民間による利活用を基本として、校舎、体育館、グラウンド及びプールを一括して活用できるところに売却・貸付を優先します。 ・<u>観光振興（特にアウトドア）に資する利活用を目的とします。</u>
令和5年12月	事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング 森町小中学校跡地利活用事業審査委員会による審査 ＜優先交渉権者の決定（三倉小学校跡地）＞ [D-HEARTS DOGSPORTS CLUB（ディーハーツドッグスポーツクラブ）]
令和6年1月	優先交渉権者決定 審査結果公表
	避難所やヘリポート等の課題整理・検討
9月	避難所等について三倉地区各町内会長と意見交換会を開催（第1回）
11月	避難所等について三倉地区各町内会長と意見交換会を開催（第2回）
12月	事業内容について三倉地区各町内会長と意見交換会を開催
令和7年1月	事業内容をまとめた資料を三倉地区へ各戸配布
2月	地域説明会を開催
3月	D-HEARTS DOGSPORTS CLUB（ディーハーツドッグスポーツクラブ）から辞退届の提出 →町として辞退届を受理
4月	鱒の養殖事業に関する相談があり、事業内容の説明及び三倉小学校跡地の現地視察を行った。

【優先交渉権者の辞退理由】

- ・地域の理解とより良い事業展開のため、事業実施協定締結前に地域住民への説明会（意見交換会）を開催しましたが、十分な理解が得られず、事業実施が困難であると判断したため、優先交渉権者として三倉小学校跡地の利活用を辞退します。

【跡地利活用の進め方の改善点】

- ・利活用事業者との交渉と並行して町内会（地元町民）と意見交換する場を設け、課題や要望について協議を行い、事業者と地元町民が共通認識のうえで進めていきたいと考える。

森町天方小学校跡地利活用のこれまでの経緯について

(森町役場財政課)

年 月	内 容
令和4年9月	<u>森町小中学校跡地利活用方針決定</u> (天方小学校跡地 利活用方針抜粋) ・行政と民間による利活用を基本として、校舎、体育館、グラウンド及びプールを目的に応じて売却・貸付します。 ・行政では地域の複合施設として共同利用し、残った部分は、民間による産業振興、移住定住に資する利活用を目的とします。
令和5年5月	森町小中学校跡地利活用事業サウンディング型市場調査実施 (全体で6事業者参加、うち3事業者から天方小学校跡地での事業提案が提出)
9月	森町小中学校跡地利活用事業公募型プロポーザル募集要項公表
12月	提案書類提出期限 (提出なし)
令和6年4月	地域課題の整理 具体的な利活用内容の研究

森町小中学校跡地利活用方針

令和 4 年 9 月 1 日

1 趣旨

令和 2 年 4 月及び令和 3 年 4 月の町内中学校、小学校の統合に伴い、空き校舎となった 3 つの小中学校施設及び跡地の利活用方法を検討するため「森町小中学校跡地利活用検討委員会」を立ち上げ、地域と立地の現況に相応しい利活用の方向性を取りまとめました。町として小中学校跡地施設等の利活用について円滑な事務手続を進めるための方針を定めます。

2 対象施設

本方針では、下記の学校施設等を対象とします。

- (1) 泉陽中学校跡地 校舎、体育館、グラウンド及びプール
- (2) 三倉小学校跡地 校舎、体育館、グラウンド及びプール
- (3) 天方小学校跡地 校舎、体育館、グラウンド及びプール

3 基本的な方針

基本的な方針は以下のとおりですが、民間からの利活用提案がより地域の活性化に寄与すると見込まれる場合は、柔軟に対応することとします。

①泉陽中学校跡地

- ・民間による利活用を基本として、校舎、体育館、グラウンド及びプールを一括して活用できるところに売却・貸付を優先します。
- ・教育の振興、福祉の向上、産業振興に資する利活用を目的とします。

②三倉小学校跡地

- ・民間による利活用を基本として、校舎、体育館、グラウンド及びプールを一括して活用できるところに売却・貸付を優先します。
- ・観光振興(特にアウトドア)に資する利活用を目的とします。

③天方小学校跡地

- ・行政と民間による利活用を基本として、校舎、体育館、グラウンド及びプールを目的に応じて売却・貸付をします。
- ・行政では地域の複合施設として共同利用し、残った部分は、民間による産業振興、移住定住に資する利活用を目的とします。

4 方針の留意事項

- ・売却に当たっては、現状有姿を基本としますが、土地及び建物の現状や相手先の利用目的に応じてその都度判断します。

- ・土地・建物を貸付する場合は、有償を前提とし、借主が跡地施設等の適正な管理及び維持修繕等を行い、これらについて町の費用負担を伴わないことを基本とします。ただし、目的に応じてその都度判断することとします。
- ・売却・貸付であっても、現在の避難所としての機能を損なわない限り、地域の避難所として引き続き利用できるよう協議することとします。ただし、協議の結果、避難所として利用できなくなる場合は、町は新たに地域の避難所を指定します。

5 今後のスケジュール等

(1) サウンディング型市場調査の実施

サウンディング型市場調査を実施することにより、民間事業者等の対話を通じて、各跡地の市場性、利活用の可能性等を明らかにしていきます。

(2) 事業者募集の実施

町のホームページを始めとする各種メディアを活用し、広く、跡地利活用に係る事業者を募集します。

(3) 地域説明会の実施

候補事業者が決まったら、地域説明会を実施し、利活用方法について情報共有を図り、地域への影響等について説明をします。

(4) 財産の変更

営利事業に対する貸付等に対応するため、令和5年度末を目安に行政財産から普通財産に変更します。

(5) 跡地利活用の意向がない場合

(2)の募集を開始してから、概ね20年が経過しても跡地利活用が見込めない場合は、本方針に基づく手続を終了し、建物の解体など必要な措置を行うこととします。ただし、老朽化等により危険性があると判断した場合は、早期の解体についても検討することとします。

(6) 方針の見直し

跡地利活用の進捗状況を踏まえ、5年ごとにこの方針を見直すこととします。